熊 谷 市 行 政 改 革 推 進 委 員 会
第１回　次　第

日　時　平成２５年５月２８日（火）
午後１時３０分から３時まで
場　所　市役所本庁舎３０３会議室

開　　会

１　委嘱状の交付

２　市長あいさつ

３　自己紹介

４　正副会長の選出

５　正副会長あいさつ

６　議　　題
（１）会議の公開について

（２）熊谷市行政改革大綱・後期実施計画の概要及び平成２３年度の実施状況について

（３）今後の日程及び会議内容について

７　その他

閉　　会

熊谷市行政改革推進委員会委員名簿

氏　　名	所　　属　　等
礒崎　修	熊谷市議会議員
松浦紀一	熊谷市議会議員
木島一也	熊谷商工会議所会頭
福田征芳	くまがや農業協同組合代表理事組合長
山中蘭子	くまがや市商工会
岡部太一	熊谷青年会議所理事長
大谷勝一	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会副議長
椛沢邦夫	関東信越税理士会熊谷支部副支部長
石井富美子	立正大学副学長
茂木進一	熊谷市自治会連合会副会長
松田眞市	熊谷市社会福祉協議会会長
藤野佳子	くまがや共同参画を進める会理事
青山茂男	公募
市野富雄	公募

（敬称略）

資料１

熊谷市行政改革推進委員会条例

平成18年3月23日
条例第30号

（設置）

第１条　社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政を運営するため、熊谷市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進について調査審議し、答申するとともに、行政改革の推進状況について意見を述べることができる。

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　知識経験を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

資料２

熊谷市附属機関の会議の公開に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、本市における附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する行政執行のために必要な調停、審査、審議又は調査を行う機関をいう。

（会議公開の原則）

第３条　附属機関の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

⑴　当該附属機関の法令又は条例（規則及び規程を含む。）の規定により、会議が非公開とされているとき。

⑵　熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）第７条第１項に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うとき。

⑶　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

２　前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

（会議の公開又は非公開の決定）

第４条　附属機関の長は、前条に規定する基準に基づき、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

２　附属機関の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開にかかる部分を除いて、会議を公開するものとする。

３　附属機関の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第５条　所管課長は、公開により、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の７日前までに、会議開催のお知らせ（様式第１号）により、公表するものとする。ただし、会議の開催について緊急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

２　前項の公表は、附属機関の会議のお知らせを情報公開コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

（傍聴手続等）

第６条　附属機関は、公開する会議における傍聴人の定員及び傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

２　傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。
３　前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
（遵守事項）
第７条　傍聴人は、会議を傍聴するに当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　附属機関の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
⑵　会議の会場において発言しないこと。
⑶　はち巻き及び腕章等の示威的行為をしないこと。
⑷　撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
⑸　談話、飲食及び喫煙等をしないこと。
⑹　その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。
（会議の秩序維持）
第８条　附属機関の長は、会議を公開するに当たって会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に前条の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。
２　附属機関の長は、傍聴人が前条の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。
（会議資料の提供）
第９条　附属機関の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するものとする。ただし、配布が困難と認められるときは、会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。
（会議記録の写しの閲覧）
第１０条　附属機関は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに会議記録（様式第２号）を作成し、当該会議記録の写しを情報公開コーナーに備え置き、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
２　附属機関は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、当該会議に係る会議記録について会議の概要等を記載することにより、公開するように努めるものとする。
（委任）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、附属機関の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関において別に定める。
附　則
この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。